

京都市訓令甲第 12 号
庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「総合企画局デジタル化戦略担当局長」を「総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(総合企画局デジタル化戦略推進室)